

解体工事に係る経営事項審査について

1 経営事項審査の受審について

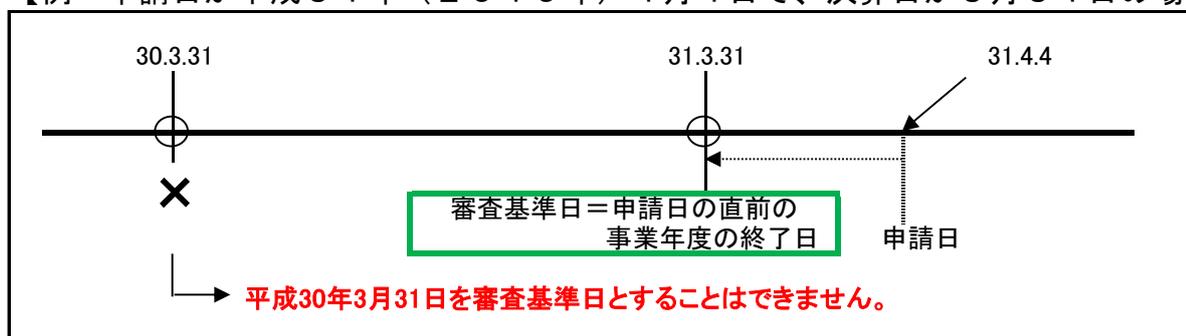
- ・ 工事の完成が平成31年（2019年）6月1日以降となる解体工事を、公共発注者（国及び地方公共団体等）から直接請け負おうとする場合又は既に請け負っている場合、経過措置業者※は、解体工事に係る経営事項審査を同年5月31日までに受ける必要があります。

※経過措置業者は平成28年6月1日時点でとび・土工事業の許可を受けて、引き続き解体工事業を営んでいる建設業者をいいます。

2 解体工事業の許可取得後の経営事項審査について

- ・ 経営事項審査の受審後に、新たに解体工事業の許可を取得した場合、受審済みの審査基準日と同一の基準日で解体工事に係る経営事項審査を追加で受けることができます。
※なお、申請日時点において、受審済みの直前の審査基準日の次の事業年度が終了している場合、当該審査基準日での審査を受けることはできません。

【例 申請日が平成31年（2019年）4月4日で、決算日が3月31日の場合】



- ・ 同審査は、追加業種についてのみ審査を行い、総合評定値を算出します。受審済の業種については、再審査及び総合評定値の算出は行いません。
- ・ 解体工事の完成工事高は、受審済みの審査において「その他工事」に計上した金額に限り、計上することができます。
- ・ 手数料は2,500円です（青森県収入証紙での納付となります。）。
- ・ 同審査は監理課で随時行っています。審査を希望する場合は、事前に御連絡ください。

問い合わせ先

青森県県土整備部 監理課 建設業振興グループ
電話番号 017-734-9640（直通）